

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

申告しなかった収入には重加算税

Q：私は貸地を多く所有していますので、不動産収入があります。申告する際、一カ所の地代ぐらい除外してもわからないような気がします……。

A：ご質問の答えとして、実際にあった事例を挙げて答えとしておきます。

【事案の概要】

Aは、譲渡した土地の売買代金の受領の際、以前から未収になっていた地代相当額を受領しました。税理士には地代の受領については話さなかったため、譲渡代金については申告し、地代収入に係る所得を申告しませんでした。以上のことから、税務署は重加算税を課すことにしました。

これに対しAは、地代収入金は覚書で取り決め、A名義口座に振り込まれているので、仮装隠べいした事実はないとして税務署の処分に対して審査請求しました。

【裁決の趣旨】

Aは土地の売買代金とともに地代を受領し、その収入金額及び所得金額を把握していたのですから、自己に所得が生じていたこと、この所得を正しく申告する必要があることを認識していたと認められます。

にもかかわらず、税理士に対して地代収入金については話さず、書類を見せなかったことはいかにも不自然であり、課税を免れることを意図して、過少な所得で税理士に申告書を作成させたと認定せざるを得ないとして、Aの審査請求を棄却し、重加算税の対象となると判断を示しました。

